

改正	平成22年3月30日規則第16号	平成24年3月30日規則第25号
	平成28年3月29日規則第55号	平成30年3月30日規則第23号
	令和元年6月25日規則第15号	令和元年6月28日規則第23号
	令和2年1月24日規則第6号	令和5年3月10日規則第14号
	令和5年10月31日規則第73号	

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第11条第1項の規定により、施設管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は知事が指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させること。
- (2) 条例第12条の規定により、施設管理者に対し、必要な指導及び助言をし、又は必要な措置を講ずべきこと勧告すること。
- (3) 条例第13条第1項の規定により、公共的施設の名称等を公表すること。
- (4) 条例第13条第2項の規定により、施設管理者に意見を述べる機会を与えること。
- (5) 条例第14条の規定により、勧告に従わない施設管理者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずること。
- (6) 条例第17条に規定する過料処分に関すること。

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置)

第2条 条例第9条に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する措置又は当該措置と同等以上の効果を有する措置とする。

- (1) 喫煙区域と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること。
- (2) 出入口において喫煙禁止区域から喫煙区域の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。
- (3) 喫煙区域に、当該喫煙区域において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を設けること。

(身分証明書の様式)

第3条 条例第11条第2項の証明書は、別記様式とする。

(公表)

第4条 条例第13条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公共的施設の名称
- (2) 公共的施設の所在地
- (3) 違反の事実
- (4) 勧告の内容
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第13条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(弁明の機会の付与の方式等)

第5条 条例第17条の規定による過料処分に係る弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

第6条 条例第17条の規定による過料処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3の規

定による告知及び弁明の機会の付与は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 予定される過料処分内容及び根拠となる条例の条項
 - (2) 過料処分の原因となる事実
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限
- 2 前項の規定により書面の交付を受けた者（以下「弁明者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限の変更を知事又は保健福祉事務所長（以下「行政庁」という。）に申し出ることができる。
- 3 行政庁は、前項の申出又は職権により弁明書の提出期限を変更することができる。
- 4 行政庁は、前項の規定により弁明書の提出期限を変更したときは、その旨を弁明者に通知しなければならない。

（弁明書が提出されない場合等の措置）

第7条 行政庁は、弁明者が、弁明書の提出期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明書の提出期限の到来する日前に弁明を行わない旨を申し出た場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（過料処分の通知）

第8条 行政庁は、条例第17条の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、当該過料処分の理由を示した書面により、その旨を通知するものとする。

（実施細目）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項から第5項までの規定 平成21年8月1日
 - (2) 第1条第1項第6号及び同条第2項並びに第10条から第13条までの規定（第2種施設に係る部分に限る。） 平成23年4月1日

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に施設管理者が第3条に定める様式に準ずる表示を行っている場合における当該表示は、当分の間、同条の規定による表示とみなす。
- 3 条例附則第2項の規定による申請については、第8条の規定の例による。
- 4 条例附則第3項の規定による認定を受けた者に係る地位の承継については、第9条の規定の例による。
- 5 前2項の規定によりその例によることとされる規定による申請及び届出に係る書類の経由については、第14条の規定の例による。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- （様式の作成に係る経過措置）
- 70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月30日規則第25号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月29日規則第55号）
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日規則第 23 号）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第 2 号様式による神奈川県受動喫煙防止対策指導員証及び改正前の第 9 号様式による身分証明書は、それぞれ改正後の第 2 号様式による神奈川県受動喫煙防止対策指導員証及び改正後の第 9 号様式による身分証明書とみなす。

附 則（令和 2 年 1 月 24 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第 9 号様式による身分証明書は、改正後の第 2 号様式による身分証明書とみなす。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日規則第 14 号）


この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 31 日規則第 73 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

（第 3 条関係）（表）（用紙 縦 6 センチメートル 横 9 センチメートル）

第 号	身 分 証 明 書
写 真	 所 属 職 名 氏 名
上記の者は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第 11 条に規定する 立入調査等の権限を有する者であることを証明する。 年 月 日	
神奈川県知事 印	

- 備考 1 県のマークは白抜きとし、文字は黒色とする。
2 写真は縦 2.5 センチメートル、横 1.8 センチメートルとする。

（裏）

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（抜粋）
（立入調査等）

第 11 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、その管理する公共的施設における受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略
（罰則）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

（1）第 11 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）略